

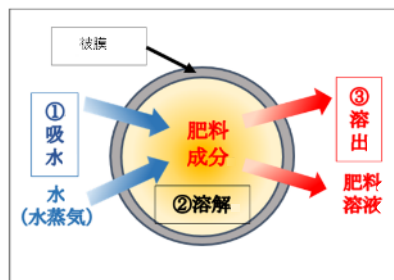
14 プラスチック被覆肥料の被膜殻の流出防止

- 肥料成分が徐々に溶け出す機能を持つプラスチック被覆肥料は、省力化や施肥量の低減に資することから農業生産現場にとって有効な技術である一方、使用後の被膜殻がほ場から流出することで、海洋汚染等の要因となることが指摘されている。
- このため、2022年1月に肥料関係団体※が、2030年までにプラスチック被覆肥料に頼らない農業にすることを理想に掲げた取組方針（緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻の海洋流出防止に向けた取り組み方針）を公表。
（※ 全国農業協同組合連合会、全国複合肥料工業会、日本肥料アンモニア協会）
- 肥料関係団体の取組方針を受け、農業生産現場においても各地で流出抑制に向けた活動が積極的に行われている。

➤ プラスチックを使用した被覆肥料



➤ プラスチックを使用した被覆肥料の仕組み



- ① 土壌の水分が水蒸気の形で被膜を通して浸透
- ② 内部の肥料成分を溶解させ飽和溶液を生成
- ③ 溶けた肥料成分が被膜を通して徐々に溶出

➤ 緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻の海洋流出防止に向けた取組方針【ロードマップ】

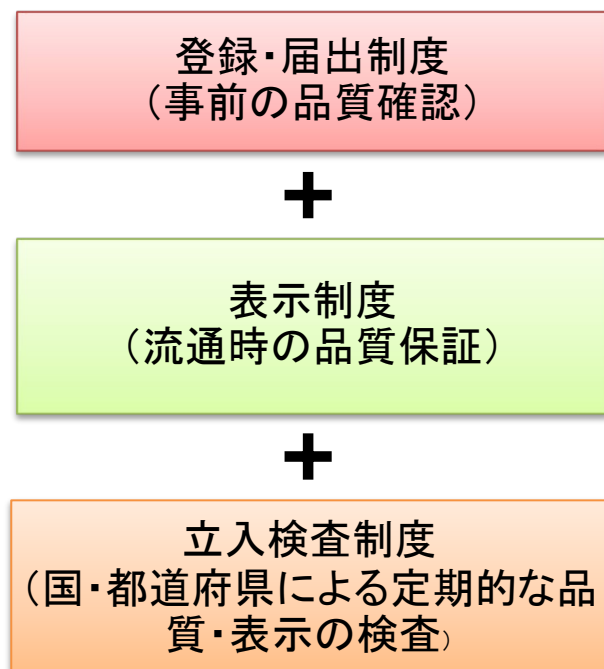
わたしたちは「2030年にはプラスチックを使用した被覆肥料に頼らない農業に。」を理想に掲げ、さらに努力してまいります。

取組方向	具体的な取組内容	2021-2022年	2023-2025年	2026年-2030年
1	(ア) 肥料の包装袋、肥料製品を紹介したパンフレットやチラシに、プラスチック使用製品である旨を記載 農業者の皆さまへ、被膜殻が流出すると海洋プラスチックごみとなることをお伝えします。 ー被覆肥料にプラスチックが含まれていることの周知ー			
	(イ) QRコード表示などを通じて、流出防止対策などの必要な情報を提供			
	(ウ) 肥料法の下、被覆原料が明らかになるよう表示の見直しを要請			
2	(ア) 被膜殻の流出防止対策の周知 農業者の皆さまへ、被膜殻の流出防止対策の徹底をお願いします。 ープラスチック被膜殻の農地からの流出抑制対策の実施ー			
	(イ) より効果的な流出防止対策の検討			
	(ウ) 農業生産現場における流出防止対策などの実施状況の把握			
3	(ア) 現行技術による代替施肥方法の実証と普及 農業者の皆さまへ、代替となる施肥技術をご提案します。 ー代替技術の開発と普及によるプラスチックに頼らない農業の実現ー			
	(イ) プラスチック使用量を削減した被覆肥料の普及と更なる削減に向けた開発			
	(ウ) 生分解性樹脂など環境にやさしい素材を使用した被覆肥料の開発			

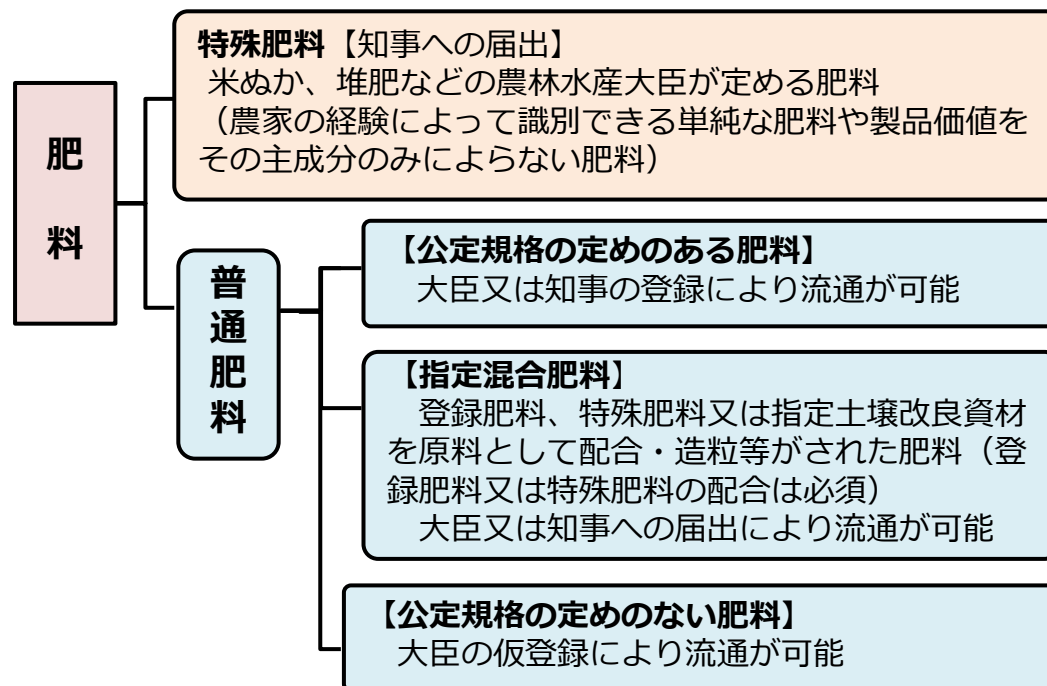
(参考) 肥料制度のしくみ

- 肥料の品質を確保するため、肥料業者には製品の登録又は届出をすることが義務づけられている。また、肥料の販売にあたっては、成分含量や原材料等の必要な情報を保証票に記載し、個別の製品に添付することが義務づけられている。
- 肥料は特殊肥料と普通肥料に大別される。米ぬか、堆肥などの特殊肥料以外のものはすべて普通肥料に分類される。普通肥料は、さらに登録肥料、指定混合肥料及び仮登録肥料に分かれている。

■ 肥料制度の仕組み(制度の構成)



■ 肥料制度の仕組み(肥料の区分)



(参考) 肥料の登録

- 公定規格の定めのある肥料を生産又は輸入する場合、その銘柄ごとに農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受ける必要がある。

登録肥料の種類

【肥料の生産】

- ・化学的方法によって生産される普通肥料
- ・窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分とする普通肥料
- ・汚泥肥料等、銘柄ごとの主成分が著しく異なる普通肥料
- ・その他の普通肥料(有機質肥料、石灰質肥料など)

【肥料の輸入】

- ・すべての普通肥料

申請先

農林水産大臣
(書類の提出先はFAMIC※1)

都道府県知事

農林水産大臣
(書類の提出先はFAMIC)

※1 (独法)農林水産消費安全技術センター

肥料登録の流れ(農林水産大臣の登録肥料)

申請

公定規格※2の定めのある肥料を生産・輸入する場合、銘柄ごとに登録を申請

調査

FAMICにおいて

- ・公定規格の適合性
- ・肥料の名称の適正性
- ・保証成分、材料、生産工程等を確認

登録

FAMICからの報告に基づき農林水産省において、登録を判定し登録証を交付。

※2 肥料の種類毎に、含有すべき主成分の最小量、含有を許される有害成分の最大量等を定めたもの。